

泉佐野市トップアスリート等育成拠点支援事業補助金募集要領

令和 8 年 9 月 2 8 日

泉佐野市

成長戦略室おもてなし課

事業概要

泉佐野市(以下「本市」という。)からオリンピック等の国際大会への出場選手(以下「トップアスリート等」という。)の育成及び活動する場所を支援するとともに、地域住民がスポーツに親しみ、アスリートの活躍を身近に感じる機会を創出することで、スポーツの振興を図り、地域住民の地域への誇りの醸成につなげることを目的とします。

ついては、以下の補助金を創設し、活用する補助事業者(法人・個人・団体等)を以下の要領で広く募集します。

1. 事業内容

● 補助対象者

オリンピック等の国際大会への出場選手を輩出するため、選手の育成及び活動する場所を支援するものであって、下記を全て満たす者であること。

① 次の(ア)(イ)のいずれにも該当する団体であること。

(ア) 公益財団法人日本オリンピック委員会など、国際大会への代表選手派遣を行う上位団体に加盟している中央競技団体(当該団体から事業の委託又は指定を受けた組織を含む。)であること。

(イ) 本市に所在するスポーツ施設を、国の定めるナショナルトレーニングセンター制度に基づく強化拠点、その他これに準ずる全国的規模の強化拠点(以下「強化拠点等」という。)として活用し、継続的な強化事業を行うものであること。

② 市税に滞納がないこと

③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

④ 市より指名停止措置が講じられている者ではないこと。

⑤ 代表者、個人事業主その他事業に従事する者が泉佐野市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団密接関係者に該当しないこと等、反社会勢力との関係を有しないこと。

● 補助対象事業

次の(ア)(イ)のいずれも満たす事業

(ア) 本市に所在するスポーツ施設を、国の定めるナショナルトレーニングセンター制度に基づく強化拠点、その他これに準ずる全国的規模の強化拠点(以下「強化拠点等」という。)として活用し、継続的な強化事業を行うものであること。

(イ) 交付決定時に泉佐野市民が選手として参加している事業

2. 補助金の額及び補助率等

- 補助金の額：補助対象経費×補助率

令和8年度の補助金上限：1,000万円

※補助事業の目的として本市に寄附されたふるさと納税等特定財源の総額を上限とする。

- 補助率：初年度のみ10分の10の範囲内
次年度以降2分の1の範囲内

3. 補助対象経費

補助対象経費は、オリンピック等の国際大会への出場選手の育成及び活動する場所を支援する経費とする。

なお、具体的な補助対象経費は、以下のとおりです。

経費項目	内容
施設使用料(練習場等)	・練習や合宿等のため施設等を利用するための経費で、人件費を除きます。

注意事項

- ① 必要な経費については、申請・審査が必要となります。申請頂いた場合も、審査によって対象外になる場合があります。
- ② 原則、交付決定日以降（応募日や申請日ではありません）に発注し、令和9年3月31日までに、支払済である経費のみが対象となります。

4. 補助対象経費として計上できない経費

- ・人件費
- ・備品購入費
- ・自動車等車両借上料
- ・光熱水費・収入印紙・公租公課等
- ・施設整備費
- ・広告費用
- ・懇親会等飲食を目的とした経費
- ・運営に要する一般管理費
- ・その他事業に関係ない経費
- ・上記のもののほか、市長が不適当と認めた経費

5. 補助対象経費からの消費税額の除外

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出し

てください。

補助金額に消費税等が含まれている場合、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告を求めることになります。これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するためです。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、煩雑な事務手続回避の観点から、上記のとおり扱うものです。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

6. 応募方法

応募開始日：令和8年9月28日

締切日：令和9年3月31日

応募順に、下記8に記載する内容で審査し、採択件数が予算上限に達した場合に、応募を締め切ります)

複数の者で応募する場合は、幹事を定め、幹事が一括して応募・申請してください。なお、補助金の交付も幹事に対して一括して交付します（分割して交付することはありません）。

応募書類・申請書類は以下の市ホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seicyou/omotenas/menu/19176.html>)

また、必要な事項を記載のうえ添付書類を添えて、**持参又は郵送**にて提出してください。なお、郵送の場合は必ず、郵便物の追跡ができるレターパック等で郵送してください。

- 提案書・申請書
- 誓約書

【添付書類】

＜法人＞

- ・直近の財務諸表の写し
- ・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・定款の写し
- ・法人登記簿謄本の写し（発行後3か月以内のもの）
- ・営業許可証等の写し（許認可を必要とする場合に限る）

<個人(個人事業主含む)>

- ・直近の確定申告書の写し又は源泉徴収票の写し
- ・事業内容が確認できる資料(パンフレット等)※1
- ・営業許可証等の写し(許認可を必要とする場合に限る)

※1は資料があれば添付してください。

提案者・提案された内容によって、追加で資料を求めることがあります。

7. 応募書類の提出先

e-mail

omotenashi@city.izumisano.lg.jp

郵送

〒598-0048

大阪府泉佐野市りんくう往来北1りんくうタウン駅ビル東棟2階

泉佐野市成長戦略室おもてなし課

泉佐野市トップアスリート等育成拠点支援補助金 担当

※ 応募書、申請書類は返却しません。

8. 審査・採択

(1). 審査方法

審査は原則として応募書類に基づき、書類審査を行います。内容によっては、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

また①各国代表クラス選手の指導経験がある指導者による指導②泉佐野市民(以下「市民」という。)からトップアスリート等の輩出を目的としていることから1名以上、実施する事業に選手として市民が入っていることの2点を要件として審査を行う。

また、審査は先着順に実施し、下記(2)に定める審査基準で採点し、合計点数60点以上で採択となります。また、採択件数が採択予定件数に達した場合、公募を打ち切ります。

(2). 審査基準

評価項目	評価の視点	配点
明確な目標	現状の課題を抽出のうえ、それに対してあるべき姿(具体的な大会をセット)を明確にしているか。	25点
手順・スケジュール	上記のあるべき姿に至る、最も効果的・効率的なプログラムとなっているか。また、そのスケジュールが現実的か。	25点

実績	招聘する指導者の指導実績や、類似のプログラムなどの実績より、高い実績が認められるか。	20 点
地域への貢献	輩出するトップアスリートによる地域住民への地域活性化（輩出した場合に、本市事業との連携度合い等）に貢献が認められるか。	15 点
実現性・現実性	具体的なプログラムが現実の実現できる内容となっているか。	15 点
合計		100 点

（３）．採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、当該申請者に対しその旨を通知します。

９．補助金の申請・決定

補助金交付申請を受理し、本市が発出する泉佐野市トップアスリート等育成拠点支援補助金交付決定通知書の交付をもって、補助事業者となります。なお、補助金交付決定通知書に記載する補助金の金額（交付決定額）は、対象経費・必要額を精査した金額とします。

１０．補助金の支払い

（１）補助金額の確定方法

事業終了後、補助事業者より提出いただく実績報告書に基づき、原則として、現地調査及び領収証等の書類調査を行い、支払額を確定します。

なお、補助金の支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

（２）補助金額の支払い時期

補助金の支払いは、原則、事業終了後の精算払となります。ただし、市長が補助事業の円滑な業務遂行上必要と認めるときは、概算払いにより交付することができる。

１１．その他の注意点

本要領の他、泉佐野市トップアスリート等育成拠点支援拠点支援補助金交付要綱をよくご理解の上、補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いいたします。